

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月17日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第46号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<b>別表（第2条関係）</b>	<b>別表（第2条関係）</b>
1～8（略）	1～8（略）
9 健康診断料	9 健康診断料
(1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,200円</u> (乳幼児にあつては、 <u>4,030円</u> )	(1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,170円</u> (乳幼児にあつては、 <u>3,990円</u> )
(2)・(3)（略）	(2)・(3)（略）
(4) 短期人間ドック料	(4) 短期人間ドック料
ア 通院1日コース 1人につき 44,000円 ただし、通院1日コースにおける検査、診断等に併せてHCV抗体検査を行った場合は <u>1,120円</u> を、脳オプション検査を行った場合は41,800円を、がんオプション検査を行った場合は17,600円を、その他医学的知見に基づき、必要な検査、診断等を行った場合は当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)を加算する。	ア 通院1日コース 1人につき 44,000円 ただし、通院1日コースにおける検査、診断等に併せてHCV抗体検査を行った場合は <u>1,160円</u> を、脳オプション検査を行った場合は41,800円を、がんオプション検査を行った場合は17,600円を、その他医学的知見に基づき、必要な検査、診断等を行った場合は当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)を加算する。
イ（略）	イ（略）
10 予防接種料 1件につき <u>280円</u> に、使用薬剤の購入価格に1.1を乗じて得た額を加えた額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) ただし、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の場合は、病院長は2割（新潟県の広域的個別予防接種として別に定める料金が2割を超える場合は、当該料金）を限度として料金を増減することができる。	10 予防接種料 1件につき <u>240円</u> に、使用薬剤の購入価格に1.1を乗じて得た額を加えた額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) ただし、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の場合は、病院長は2割（新潟県の広域的個別予防接種として別に定める料金が2割を超える場合は、当該料金）を限度として料金を増減することができる。
11～20（略）	11～20（略）
21 歯科料金	21 歯科料金
(1)（略）	(1)（略）
(2) 欠損補綴	(2) 欠損補綴
ア（略）	ア（略）

イ 暫間義歯及び新製作義歯（人工歯を含む。）	イ 暫間義歯及び新製作義歯（人工歯を含む。）
(ア) 少数歯（1歯から8歯まで） <u>11,460</u> 円	(ア) 少数歯（1歯から8歯まで） <u>11,070</u> 円
(イ) 多数歯（9歯から14歯まで） <u>21,050</u> 円	(イ) 多数歯（9歯から14歯まで） <u>19,950</u> 円
(ウ) 総義歯 <u>36,560円</u>	(ウ) 総義歯 <u>33,960円</u>
(エ)・(オ) (略)	(エ)・(オ) (略)
ウ～タ (略)	ウ～タ (略)
(3)～(16) (略)	(3)～(16) (略)
(17) インプラント料金	(17) インプラント料金
ア～ム (略)	ア～ム (略)
メ メンテナンス料 1回につき <u>6,450円</u>	メ メンテナンス料 1回につき <u>6,390円</u>
モ～ラ (略)	モ～ラ (略)
(18)～(22) (略)	(18)～(22) (略)
22 (略)	22 (略)
23 丸山ワクチン注射料 1回につき <u>280円</u>	23 丸山ワクチン注射料 1回につき <u>240円</u>
24～35 (略)	24～35 (略)
36 外来妊産婦保健指導料 1件につき <u>5,100</u> 円	36 外来妊産婦保健指導料 1件につき <u>5,000</u> 円
37 ペプシノゲン検査料 <u>4,660円</u>	37 ペプシノゲン検査料 <u>4,630円</u>
38 (略)	38 (略)
備考 (略)	備考 (略)

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。